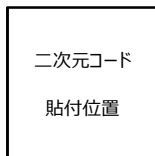


新型コロナウイルス感染症対策 陽性者の同居家族等の検査について

医療機関において新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方の同居家族等が検査を希望する場合に市内指定の医療機関にて無料で検査できます。

1. 実施期間：令和3年度中で福岡市域が緊急事態宣言対象地域などの感染が大きく拡大している地域に指定されている間

2. 検査場所：市内の実施医療機関



二次元コードを読み取ると実施医療機関の検索ができます(市医師会ホームページ)。

【URL】 <https://www.city.fukuoka.med.or.jp/FMANet/app/f-pcrtest.php>

3. 対象者：医療機関において実施された抗原定量検査又は核酸検出検査(PCR等)により陽性と診断された方の同居家族等で下記条件のいずれにも該当しない方

- ①陽性者、同居家族等ともに住所が福岡市外である方
- ②高齢者施設・学生寮等の集団で生活する施設内で同居している方
- ③検査時に発熱など新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がある方
- ④当該検査を受けた後、その健康観察期間中に再度当該検査を希望する方

4. 検査費用：無料

5. その他：検査を受ける方分の住所・氏名が確認できる公的証明書を持参ください
(健康保険証、運転免許証等)

<検査を受けるにあたっての注意事項>

- ・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性となること(偽陰性)や感染していないのに陽性となること(偽陽性)があります。
- ・検査結果の判明には数日かかります。
- ・陽性と判断された場合は、症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養等になる可能性があります。
- ・診療等が必要となった場合は、別途費用が発生します。

【問い合わせ先】

このチラシを受け取った医療機関にお問い合わせください。